

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月11日

横浜市契約事務受任者  
戸塚区長

- 1 契約の概要  
下郷小学校コミュニティハウス玄関自動ドア修繕
- 2 履行（納品）場所  
下郷小学校コミュニティハウス
- 3 契約日  
令和6年9月12日
- 4 履行日又は履行期間  
契約決定した日から令和6年9月30日まで
- 5 契約金額  
594,000円（うち取引に係る消費税額 54,000円）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市戸塚区秋葉町470番地  
秋葉建設工業株式会社  
代表取締役 鈴木 孝治
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
玄関自動ドアが故障し開閉なくなり、施設の利用や管理運営業務に重大な支障が生じたため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿に登録のある市内中小企業かつ、本修繕業務への即時対応が可能であったため。
- 9 所管課  
戸塚区総務部地域振興課